

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活保護システム標準化移行作業委託
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約金額（税込）	6,384,400円
契約締結日	令和7年10月3日
契約期間	契約締結日 ～ 令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本件は、本市が運用している生活保護システムを国の定めた仕様書に準拠させ、かつ国の指定するガバメントクラウド環境で運用するためのシステム更新及びデータ移行を行うものである。 現在運用している生活保護システムは、北日本コンピューターサービス株式会社が開発したソフトウェアである。今般の作業は、生活保護システムの標準化に対応したプログラム更新等を行うものであり、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確となり、著しく支障をきたすため、他者に改修業務を委託することができない。 以上の理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和7年度子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等（国民健康保険）業務委託
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市協浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	¥6,677,000
契約締結日	令和7年10月17日
契約期間	契約締結日 ～ 令和8年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものである。令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」の円滑な施行に向けたシステムの整備・改修を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地域包括支援センター業務システム改修委託
担当部・課名	健康福祉部 介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 ブレインサービス 大阪府大阪市西区阿波座2丁目4番23号
契約金額（税込）	3,377,000 円
契約締結日	令和7年10月1日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本委託業務は、地域包括支援システムの改修事業であり、現在使用している地域包括支援システムは、株式会社 ブレインサービスが開発したものであり、その作業に当たっては、同システムを構築した株式会社 ブレインサービス以外の事業者では対応が不可能である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社 ブレインサービスにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	緑ヶ丘第二マンホールポンプ場2号ポンプ緊急取替工事
担当部・課名	都市整備部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	有限会社 南工業所 大阪府阪南市貝掛 669-2
契約金額(税込)	¥2,442,000-
契約締結日	令和7年10月10日
契約期間	契約締結日～令和8年2月27日
根拠規定(地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☒ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	当該緑ヶ丘第二マンホールポンプ場について、1台のマンホールポンプの故障が判明しました。現在残った1台ポンプにより汚水処理を行っていますが、1台運転によりポンプ負荷が大きくなることで残り1台の故障にもつながる恐れがあります。故障した場合にマンホールから汚水が溢れることにより、近隣住宅へ被害が発生することから早急にポンプ取替を行い、対策を講じるものです。 本工事の業者選定につきましては、緊急を要することから、現在、阪南市内のマンホールポンプ場の保守点検を行っている有限会社南工業所のほかになく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号に基づき随意契約するものです。